

神戸市公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約に係る随意契約の相手方を決定したので、同令第12条及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第27条の12の規定により、次のとおり公告します。

令和8年9月1日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
垂水処理場 東1・2号低段細目スクリーン改修
- 2 数量
一式
- 3 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
神戸市行財政局契約監理課
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
- 4 随意契約の相手方を決定した日
令和8年8月3日
- 5 随意契約の相手方の氏名及び住所
三菱化工機株式会社 大阪支社
支社長 田淵 健治
大阪府大阪市中央区今橋2丁目5番8号
- 6 随意契約に係る契約金額
44,000,000円
- 7 契約の相手方を決定した手続
次項に規定する理由により、第5項に規定する者以外に契約の相手方となるべき者がいないため、同項に規定する者を契約の相手方としました。
- 8 随意契約による理由
既に契約を締結した特定役務（以下「既契約特定役務」という。）につき、既契約特定役務に連
接して提供を受ける同種の特定役務の調達をする場合であって、既契約特定役務の調達の相手方以
外の者から調達をしたならば既契約特定役務の便益を享受することに著しい支障が生ずるおそれ
があるため。